

第1日

令和5年5月2日（火）

○**議会事務局長（池田篤二君）** おはようございます。本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で、実藤輝夫議員が年長の議員ですので、御紹介申し上げます。実藤輝夫議員、議長席にお願いいたします。

○**臨時議長（実藤輝夫君）** ただいま御紹介にあずかりました実藤輝夫でございます。地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

午前10時零分開会

○**臨時議長（実藤輝夫君）** これより令和5年第2回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議長選挙までの議事日程については、タブレットに記載のとおりであります。御了承願います。

日程に従いまして、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

ここで、市長招集挨拶を許可します。市長。

（市長登壇）

○**市長（林 裕二君）** おはようございます。本日ここに令和5年第2回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、先般執行されました朝倉市として5回目となる市議会議員選挙において、18人の議員定数に対し、20人が立候補された激戦を制し、当選の栄誉に輝かれましたことにお喜び申し上げます。

さて、政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等の5類へ引き下げることを決定し、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあります。また、令和5年度予算において、防衛力の抜本強化、子ども施策の推進、デジタル田園都市国家構想、カーボンニュートラルの推進等の重要課題に対応することとしております。これらの施策取組に関しましては、市としても歩調を合わせてまいりたいと考えております。

私はこれまで、「ふるさと朝倉を取り戻す」の理念の下、復旧・復興に全力で取り組んでまいりました。朝倉市復興計画では、令和6年度からを被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、発展していく「発展期」と位置づけております。創意工夫を凝

らし、朝倉市を活性化していきたいと考えております。

結びに、将来世代にわたって安心して暮らすことができ、夢・希望・笑顔あふれる朝倉市を市民と共につくるため、議員の皆様には一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、御挨拶といたします。

(市長降壇)

○臨時議長(実藤輝夫君) 議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時8分再開

○臨時議長(実藤輝夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議長の選挙を行います。

選挙の手續につきましては、会議規則によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(実藤輝夫君) 念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員数は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長(実藤輝夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(実藤輝夫君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長(実藤輝夫君) 異状なしと認めます。

それでは、点呼を命じます。

○議会係長(手嶋真吾君) それでは、点呼いたします。

1 番日野泰信議員	2 番石井清治議員	3 番飯田早苗議員
4 番渡辺毅議員	5 番仲山寛議員	6 番徳永秀俊議員
7 番北川清文議員	8 番熊本正博議員	9 番加藤正二議員
10番小島清人議員	11番鹿毛哲也議員	12番半田雄三議員
13番堀尾俊浩議員	14番中島秀樹議員	15番浅尾静二議員
16番柴山恭子議員	17番大庭きみ子議員	18番実藤輝夫議員

(投票)

○臨時議長（実藤輝夫君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（実藤輝夫君） 投票漏れなしと認めます。

以上で、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（実藤輝夫君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に小島清人議員及び日野泰信議員を指名いたします。

それでは、両議員の立会いを願います。演壇までお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（実藤輝夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票数 18票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 17票

無効投票 1票

有効投票中

小島清人議員 13票

実藤輝夫議員 3票

大庭きみ子議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、小島清人議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小島清人議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

小島清人議員の御挨拶をお願いいたします。小島清人議員。

（小島清人君登壇）

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。朝倉市議会議長就任に当たり御挨拶を申し述べさせていただきたいと存じます。

このたびは令和5年第2回朝倉市議会臨時会におきまして、朝倉市議会議長に御推挙を賜り、身にあまる光栄でありますとともに身の引き締まる思いでございます。もとより浅学非才な私でございますが、二元代表制の一翼を担う朝倉市議会の公正かつ円滑な運営を心がけてまいる所存でございます。

朝倉市は、第3次朝倉市総合計画が令和5年度からスタートする中で、平成29年7月九

州北部豪雨災害から7年目を迎え、復旧・復興も令和6年度から特に被災前の活力を回復すべく、発展期に向けた取組が今強く求められております。このような状況下において、朝倉市がとりわけ重点的かつ早急に取り組むべき主な課題として、復旧・復興のシンボルである新庁舎建設の円滑な推進対策をはじめ、新庁舎跡地の有効活用対策、市組織機構の新庁舎への一元化による朝倉・杷木両支所の有効的活用対策、基幹産業である農業振興対策、企業誘致による定住人口増加対策、人口減少、少子化に歯止めをかけるための環境整備対策、朝倉市の玄関口である国道322号甘木駅前周辺整備対策、安全、安心を確保するための防災・減災対策などの取組について、全力で対応してまいります。

また、議会改革につきましても不断の努力を続けてまいり所存でございますので、議員各位の一層の御支援と御協力、また、御指導御鞭撻を賜りますよう、心からよろしく願いを申し上げます。

誠に簡単で意を尽くしませんが、朝倉市議会議長就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

(小島清人君降壇)

○臨時議長（実藤輝夫君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。皆様の御協力、誠にありがとうございました。

それでは、小島清人議長、議長席にお着き願います。

(小島議長議長席へ着く)

○議長（小島清人君） 議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時40分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまからの議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

それでは、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、議長の選挙と同様、会議規則によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（小島清人君） 投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（小島清人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(小島清人君) 異状なしと認めます。

それでは、点呼を命じます。係長。

○議会係長(手嶋真吾君) それでは、点呼いたします。

1 番日野泰信議員	2 番石井清治議員	3 番飯田早苗議員
4 番渡辺毅議員	5 番仲山寛議員	6 番徳永秀俊議員
7 番北川清文議員	8 番熊本正博議員	9 番加藤正二議員
11 番鹿毛哲也議員	12 番半田雄三議員	13 番堀尾俊浩議員
14 番中島秀樹議員	15 番浅尾静二議員	16 番柴山恭子議員
17 番大庭きみ子議員	18 番実藤輝夫議員	10 番小島清人議員

(投票)

○議長(小島清人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 投票漏れなしと認めます。

以上で、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(小島清人君) ただいまから開票いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に加藤正二議員及び渡辺毅議員を指名いたします。

それでは、両議員の立会いをお願いします。演壇までお願いします。

(開票)

○議長(小島清人君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 18票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

鹿毛哲也議員 13票

大庭きみ子議員 4票

柴山恭子議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、鹿毛哲也議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鹿毛哲也議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

鹿毛哲也議員の御挨拶をお願いいたします。鹿毛哲也議員。

(鹿毛哲也君登壇)

○副議長(鹿毛哲也君) お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの改選により議員各位に御推挙いただき、副議長に就任させていただきました。今まさにその責任の重さをひしひしと痛感している次第でございますが、ここに御推挙をいただきましたからには、小島議員を補佐申し上げ、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいる所存でございます。

どうか議員各位におかれましては、今後ともなお一層の御指導御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが就任の御挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(鹿毛哲也君降壇)

○議長(小島清人君) 議事進行上、暫時休憩いたします。その場をお願いいたします。

午前10時56分休憩

午前11時零分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員の指名とその議席番号を職員に朗読させます。係長。

○議会係長(手嶋真吾君) それでは、点呼いたします。

1 番日野泰信議員	2 番石井清治議員	3 番飯田早苗議員
4 番渡辺毅議員	5 番仲山寛議員	6 番徳永秀俊議員
7 番北川清文議員	8 番熊本正博議員	9 番加藤正二議員
10 番半田雄三議員	11 番堀尾俊浩議員	12 番中島秀樹議員
13 番浅尾静二議員	14 番柴山恭子議員	15 番大庭きみ子議員
16 番実藤輝夫議員	17 番鹿毛哲也議員	18 番小島清人議員

以上でございます。

○議長(小島清人君) ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

次に、会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

1 番日野泰信議員

2 番石井清治議員

を指名いたします。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午後1時33分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

総務文教常任委員に、

日野泰信議員

石井清治議員

北川清文議員

浅尾静二議員

柴山恭子議員

小島清人議員

以上の6名を、

環境民生常任委員に、

渡辺毅議員

仲山寛議員

徳永秀俊議員

堀尾俊浩議員

大庭さみ子議員

鹿毛哲也議員

以上の6名を、

建設経済常任委員に、

飯田早苗議員

熊本正博議員

加藤正二議員

半田雄三議員

中島秀樹議員

実藤輝夫議員

以上の6名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後2時18分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

仲山寛議員 北川清文議員 加藤正二議員

中島秀樹議員 浅尾静二議員 大庭きみ子議員

以上の6名を指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名を議会運営委員に選任することに決しました。

あらかじめお伝えします。

本日の会議は、時間の都合上、午後7時まで延長いたします。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後4時20分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合同規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に、

石井清治議員 渡辺毅議員 北川清文議員

加藤正二議員 半田雄三議員 大庭きみ子議員

鹿毛哲也議員 小島清人議員

以上の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました8名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名が甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

次に、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合理約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に、

徳永秀俊議員 熊本正博議員 中島秀樹議員

浅尾静二議員 鹿毛哲也議員 小島清人議員

以上の6名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました6名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました6名が甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に当選されました。

次に、久留米市外三市町高等学校組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合理約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、久留米市外三市町高等学校組合議会議員に、

北川清文議員 柴山恭子議員

以上の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2名が久留米市外三市町高等学校組合議会議員に当選されました。

今までの選挙で当選された方々が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

次に、議案の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から議案5件の送付を受けました。

これを一括上程し、市長に第50号議案から第53号議案までの4件の提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(林 裕二君) 本臨時会に提案申し上げております議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本臨時会では、専決処分について3件、補正予算について1件、合計4件の議案を提案申し上げます、御審議をお願いする次第であります。

まず、第50号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げます、承認を求めます。

第51号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、第52号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、実施期間の延長に伴い、接種を希望する市民への接種体制を確保するため、予算の補正を行う必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

最後に、第53号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、物価高騰対策経費を補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ2億6,130万円を追加し、予算総額を405億8,430万円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

民生費において、住民税非課税世帯等に現金3万円を給付する物価高騰対策等生活支援事業費に1億7,760万円、低所得の子育て世帯に児童1人当たり現金5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付事業費に8,370万円を計上いたしました。

また、歳出に伴う財源として、国庫支出金2億6,130万円を計上いたしました。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午後4時31分休憩

午後4時32分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第50号議案専決処分について（朝倉市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第51号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第52号議案専決処分について（令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第53号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、第50号議案から第53号議案までの4件の議案の質疑は終わりました。

これより議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

第50号議案、第51号議案、第52号議案及び第53号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、第54号議案について提案理由の説明に入る前に、地方自治法第117条の規定により、堀尾俊浩議員の退席を求めます。

（11番堀尾俊浩君退席）

○議長（小島清人君） 市長提案理由説明書（2）をお開きください。

それでは、市長から第54号議案の提案理由の説明を求めます。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 第54号議案朝倉市監査委員の選任につきましては、議員のうちから堀尾俊浩を朝倉市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午後4時36分休憩

午後4時37分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第54号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で議案の質疑は終わりました。

これより、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

第54号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ここで、堀尾俊浩議員の着席を許可します。

（11番堀尾俊浩君着席）

○議長（小島清人君） 議事進行上、暫時休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後5時42分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案書をお開きください。

それでは、第50号議案専決処分について（朝倉市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。

よって、第50号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第51号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。

よって、第51号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第52号議案専決処分について（令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第1号））を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。

よって、第52号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第53号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。

よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

第54号議案の審議に入る前に、地方自治法第117条の規定により、堀尾俊浩議員の退席を求めます。

（11番堀尾俊浩君退席）

○議長（小島清人君） 議案書（2）をお開きください。

それでは、第54号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。

よって、第54号議案は原案のとおり同意されました。

ここで、堀尾俊浩議員の着席を許可します。

（11番堀尾俊浩君着席）

○議長（小島清人君） 次に、タブレットに掲載のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

閉会中の継続調査の申出を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査の申出を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第2回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後5時47分閉会